渋谷区立学校の教員等による
幼児・児童・生徒に対する
性暴力等防止対策強化の方針

令和8年11月策定

渋谷区教育委員会

本方針を策定する背景と目的

背景

令和8年6月、本区の区立学校に勤務する教員が、いわゆる盗撮の疑いにより逮捕されるという、子供の安全と尊厳、学校教育への信頼を揺るがす極めて重大な事案（以下「本事案」という。）が発生しました。

本事案を受け、教育委員会では、子供の安全確保と心身のケアを最優先に、各学校における相談・支援体制の確認、校内の安全点検、私物端末を含む端末管理の徹底、服務研修の実施等の緊急対応を進めてきました。

今後は、本事案を一学校における個別の問題にとどめることなく、これまでの取組や学校現場の実態を検証し、その結果を踏まえた実効性のある再発防止策を全区的に講じる必要があります。併せて、対策の実施状況を継続的に確認・見直し、子供が安心して学ぶことのできる環境の確保と、保護者・地域からの信頼回復につなげていくことが重要と考えています。

本方針の目的

本方針は、これまで本区が進めてきた、教員による幼児・児童・生徒への性暴力等の防止に向けた取組を検証し、明らかになった課題を踏まえて、今後強化すべき対策の方向性を示すものです。教員一人一人の注意や倫理観のみに依存することなく、「人」「組織」「環境」の各面から、性暴力等を未然に防止し、早期発見と適切な対応につなげるための具体的な方針を示します。

本方針に基づく対策を着実に推進することにより、子供が安心して学び、違和感や不安をためらわずに相談できるとともに、教員が共通の認識の下で適切に判断し、組織的に行動できる学校の実現を目指します。

その目的は、不祥事の防止にとどまらず、子供の権利と尊厳を守り、保護者や地域から信頼される学校づくりを進めるとともに、教員が使命感と誇りを持って教育活動に取り組むことのできる環境を整えることにあります。

検討体制と策定の考え方

検討体制

本方針の策定に当たっては、外部の第三者で構成される「区立学校教員による性暴力等防止対策検討会」（以下「検討会」という。）を立ち上げ、専門的かつ客観的な視点で議論・検討を行ってきました。

検討会では、本事案に関係する教員へのヒアリングや区内全教員へのアンケート、本事案が発生した学校での説明会で出された意見、当該校のPTAによりとりまとめられた保護者アンケートの結果等の資料を基に議論が行われました。

策定の考え方

本方針において性暴力等とは、こども家庭庁が策定し、令和8年9月に改定された「こども性暴力防止法施行ガイドライン」に示された「児童対象性暴力等」及び「不適切な行為」とします。

本方針は、区立の幼稚園、小学校、中学校において教員により幼児・児童・生徒に対して行われる性暴力等への対応強化を一義的な対象とします。併せて、教員以外の学校職員や放課後クラブの職員、その他学校に関わる大人についても、最も厳格な対応が求められる教員に係る対応強化策を踏まえ、職務内容や実態に応じて対策を強化していきます。

また、大人から幼児・児童・生徒への性暴力等だけでなく、幼児・児童・生徒同士の性暴力等についても、生命（いのち）の安全教育等を通じて、加害者にも被害者にもならないための環境づくりと教育を実施していきます。

※こども性暴力防止法施行ガイドライン（令和8年9月改定）

検討会及び調査の経過

令和8年7月29日　第1回検討会

教員へのヒアリング・アンケートの内容について検討し、考えられる対応策について意見交換を行いました。

令和8年8月から9月

本事案に関係する教員へのヒアリング及び区内全教員へのアンケート等を実施しました。

令和8年10月5日　第2回検討会

これまでの取組について検証し、本方針案について議論しました。

令和8年10月27日　第3回検討会

調査結果及び第2回検討会での議論を踏まえ、本方針案について議論しました。

これまでの対応（本事案以前）

取組を進めてきた背景

近年、学校において、教員等による幼児・児童・生徒への性暴力等の事案が相次いで報道されています。また、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）や「こども性暴力防止法」（令和6年法律第69号）が成立するなど、全国的にも防止対策が強化されています。本区においても、こうした状況を踏まえ、性暴力等の防止に向けた取組を進めてきました。

「3ない運動プラス」の展開と情報機器の取扱事項の徹底

教員等による児童生徒性暴力等を未然に防止するため、全ての学校において、東京都教育委員会が推進する「さわらない・送らない・二人きりにならない」に、「児童・生徒と教職員との交際関係は成立しない」というメッセージを加えた「3ない運動プラス」を展開してきました。

併せて、渋谷区立学校として私物端末による児童・生徒等の撮影の禁止、SNS等による児童・生徒との私的なやり取りの禁止及び密室状態を避ける教育指導体制の確保を、全校共通の指導事項として徹底してきました。

相談体制の整備と施設の点検

東京都が設置している「児童・生徒を教員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」による相談ポスターの周知に加え、渋谷区立学校全児童・生徒に配布しているタブレット端末から、いつでも相談できるアプリを整備しました。

併せて、教室、トイレ、更衣室等について定期的な点検を行い、人目の届きにくい場所や見通しの悪い場所の把握と改善に努めてきました。

教育と研修の実施

全ての学級において「生命（いのち）の安全教育」を実施し、自分と相手の心と身体を大切にする意識の育成に取り組んできました。

教員に対しては、年度当初の服務事故防止研修に加え、年度途中にも2回の研修を実施するとともに、生活指導担当者研修をはじめとする各種研修を通じて、学校組織全体で性暴力等を根絶する意識の醸成と理解の向上を図ってきました。

教員採用時の確認

令和6年度に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和8年12月施行）を受け、都採用講師及び区会計年度任用職員の応募に際し、特定性犯罪事実該当者でないことの確認を行ってきました。

本事案の発生を受けた緊急対応

本事案の発生を受け、これまでの対応に加え、緊急対応として次の事項に取り組んできました。

子供の心身のケア

当該校では、スクールカウンセラー等を活用し、全ての子供の心身の状態を確認するとともに、必要な相談・心理的支援を行いました。各学校における相談・支援体制についても改めて確認しました。

端末管理の徹底

幼児・児童・生徒が活動する場所への私物端末の持込みを禁止するとともに、その管理を強化しました。

安全点検

教室、トイレ、更衣場所、空き教室等の安全点検を実施し、人目の届きにくい場所を確認しました。また、当該校においては専門業者による盗撮機器の有無について確認を実施しました。

服務指導

服務事故防止研修を実施するとともに、校内の安全管理を徹底するため、管理職による校内巡回や、教員の外出理由・所在の確認を行いました。

課題把握のために実施した調査の概要

本事案の発生を受け、これまでの対策の実効性や課題を明らかにすることを目的に調査を実施しました。

教員へのヒアリング

【実施時期】

令和8年8月から9月まで

【対象】

本事案に一定以上の関わりを持つ教員（当該校の校長、副校長、前校長、主幹教諭、当該教諭と同学年を担当した経験を有する教諭及び養護教諭）8名

【内容】

校内ルールの理解と運用、一対一となりやすい場面、報告・相談の基準、研修の実効性、私物端末禁止後の業務環境、施設・設備の点検体制、人員体制等について聴取しました。

区内全教員へのアンケート

【実施時期】

令和8年8月から9月まで

【対象】

渋谷区立幼稚園、小・中学校の全教員（回答数：569件）及び本事案が発生した学校を対象とする当該校アンケート（回答数：24件）を併せて実施

【内容】

対応に迷う行為、リスクのある場所・環境、守りにくいルール、相談・報告をためらう要因、研修や点検の実効性、必要な対応策等を調査しました。

教員ヒアリングから分かったこと

校内ルールの理解と運用に差

服務研修、私物端末による撮影禁止、一対一を避ける配慮等は従来から行われていたものの、ルールの理解や運用には教員間で差がある。

私物端末の持込み・使用、撮影データの保存・削除、勤務時間外の在校等について、明文化や記録化が十分ではない。

一対一になりやすい場面

着替え、水泳、保健室、空き教室、閉鎖的な教室、個別指導・相談等は周囲の目が届きにくい。

緊急の指導や相談等、実務上やむを得ず一対一となる場面があり、扉の開放や複数対応が運用として定着していない。

報告基準が不明確

どの段階で管理職へ報告するかの基準がなく、教員個人の経験や判断に委ねられる部分が大きい。

違和感や子供の否定的な言葉が指導上の課題として捉えられ、複数の情報を関連付けて検討するに至らない場合がある。

相談体制・職場風土

管理職が多忙なため、若手教員等が声を掛けるのをためらうことがある。

教員同士の関係性や多忙感により、身近な教員へ相談できず、悩みやストレスを抱え込んでしまう。

研修の形骸化と限界

同じ内容の研修を繰り返すだけでは形骸化し、教員が自分自身に関わる問題として当事者意識を持ちにくい。

研修のみで意図的な行為を防止することには限界がある。

私物端末禁止後の業務環境

禁止により、音楽再生、出席確認、校外学習時の連絡、写真撮影等に不便が生じている。

公用のデジタルカメラ等は画質、操作性、起動時間、データ転送に課題があり、撮影を控えてしまう。

ヒアリング結果の要点

一定のルールや研修は設けられていたものの、その理解や運用が個人の判断に委ねられる場面があり、情報共有、個別対応、端末管理、施設点検等を学校全体の仕組みとして徹底するには至っていない状況がうかがえました。

教員アンケートから分かった主な課題

一対一・密室対応

不適切又は避けるべきと認識していても対応に迷う行為として、「幼児・児童・生徒と二人きりでの密室指導」が最も多く挙げられました。

当該校では「児童からの相談を一人で抱え込むこと」も多く選択され、相談や個別指導の場面で判断に迷う実態が示されました。

リスクのある場所・環境

普通教室、プール、特別教室、廊下・階段等の死角、職員室以外の面談スペース、更衣室、トイレ等が挙げられました。

人目につきにくいこと、監督・確認が難しいこと、個別対応が生じやすいことが理由として示されました。

私物端末・撮影データ

守りにくい又は例外運用が生じやすいルールとして、私物端末の利用に関するルールが最も多く挙げられました。

公用タブレット等の画質、起動時間、操作性、データ転送の煩雑さから、私物端末を使わざるを得ないと感じる場面がありました。

相談・報告をためらう要因

問題が大きくなること、人間関係への影響、秘密保持への不安、証拠がないこと、誰に相談すればよいか分からないこと等が挙げられました。

校外相談窓口については「ある」と「なし・不明」が拮抗し、周知と利用イメージの明確化が課題です。

研修・点検の形骸化

研修、点検、チェック、アンケートが同じ内容の繰り返しとなると形骸化しやすいとの意見がありました。

ルールが過度に増えることや現場実態と合わないルールは、業務負担や心理的負担につながります。

人員体制・業務環境

複数対応や単独回避の必要性は認識されている一方、人員不足や時間不足により現実的に難しい場合があります。

児童対応、保護者対応、校務、ICT活用等が重なり、相談や情報共有の時間を確保しにくい状況です。

アンケート結果の要点

基本的なルールは認識されている一方、一対一での指導や相談、緊急時や特別な配慮を要する対応、私物端末の利用等で例外的な運用が生じやすい実態が確認されました。

保護者から寄せられた声と求められた対応

当該校における臨時保護者会及び
当該校PTAが実施したアンケートからの声

発達段階に応じた安全教育

全学年一律ではなく、発達段階に応じて内容や伝え方を分ける必要があるとの指摘がありました。

外部専門家等と連携し、学校外や子供同士の場面も含めた安全教育の実施が求められました。

子供の声を把握する仕組み

子供が感じた違和感や不安が、学校組織として十分に把握されていなかったのではないかとの指摘がありました。

個別の不満として扱わず、複数の情報を関連付けて検討する仕組みと定期的なアンケートが求められました。

気兼ねなく相談できる仕組み

保護者が感じた違和感や不安を、担当教員や管理職に気兼ねなく伝えられる窓口が必要であるとの指摘がありました。

メールや連絡ツールによる新たな相談窓口の設置が求められました。

端末・施設・見守り体制

私物端末の保管場所、確認方法、複数端末への対応等が明確でないとの指摘がありました。

撮影機器はスマートフォンに限られないため、専門業者による点検、防犯設備、巡回等の組合せが求められました。

教員の負担への配慮

教員に過度な疑念が向けられ、心身の負担が増すことへの懸念とともに、保護者としても学校を支えたいという声が寄せられました。

規制や研修の強化が通常の教育活動を圧迫し、教員の過度な萎縮につながることを懸念する意見もありました。

保護者の声の要点

安全確保と教育活動の両立を図りながら、学校、教育委員会、家庭、地域及び外部専門機関が連携して継続的に取り組むことが求められています。

「人」「組織」「環境」の三つの柱で整理

調査結果及び保護者・教員の声を踏まえ、これまでの取組の課題は以下のとおり「人」「組織」「環境」の三つの柱で整理することができます。
課題から浮かび上がった三つの柱を踏まえ、次ページ以降では、柱ごとに具体的な対応策を整理します。

人｜課題

　服務研修や注意喚起は継続してきたものの、同じ内容の繰り返しによる形骸化や、判断基準の理解の差が生じていました。

　距離の取り方、身体接触、個別指導等は、緊急時や特別な配慮が必要な場合に判断が個人の倫理観や経験に依存していました。

　子供が相談する力を育む教育、子供・保護者・教員への心のケア、教員への支援が十分とはいえませんでした。

組織｜課題

　気になる言動や訴えを、どの段階で、誰に、どのように報告・相談するかが明確でなく、情報共有が個人の判断に左右されていました。

　小さな違和感や断片的な情報が組織的に蓄積・照合されず、兆候として検討されにくい場合がありました。

　多忙や人員・時間の不足により報告体制の維持・継続が難しく、相談窓口や対応手順の分かりやすさ・実効性にも課題がありました。

環境｜課題

　更衣場所、プールなど性暴力のリスクが生じやすい場所や、保健室、面談スペース、廊下・階段の死角等、一対一になりやすい場面が存在していました。

　扉の開放、複数対応、巡回等は行われていたものの、統一した運用や施設・設備の定期的な専門点検は不十分でした。

　私物端末や撮影データの管理が個人の判断に委ねられる一方、公用端末は業務実態に十分対応していませんでした。

対応方針

子供と教員の知識・判断・相談する力

　子供が違和感に気付き相談できる力を育てるとともに、教員が具体的な場面で判断し、報告できる力を高めます。

対応方針

違和感と相談を対応につなげる仕組み

　相談や違和感を個人の中にとどめず、担当教員、管理職及び教育委員会が組織として安全確保と支援につなげます。

対応方針

一対一になりにくい施設・端末・見守り

　閉鎖的な一対一の状況を避け、私物端末に依存しない校務環境と、死角の少ない施設環境を整えます。

「人」に係る対策の強化①

区分の見方　【継続】これまでの取組を継続します　【拡充】既存の取組を充実・明文化します　【新規】新たに導入する取組です

教員研修の体系化

拡充

「渋谷区立学校における性暴力防止校内研修資料」の協議の観点を活用し、日常の行動を振り返り、教員が協働して考える研修を年3回以上、実施します。

そこで挙がった課題を教育委員会で検討し、生活指導担当者研修、人権教育研修、年次研修及び悉皆研修の内容に反映します。

校内での振り返りと各種研修を結び付けることで、研修の形骸化を防ぐとともに、学校の実情に即し、教員が主体的に考えることのできる研修体系を構築します。

外部専門家による研修

拡充

法的責任や被害者心理の理解には専門的知見が必要であるため、弁護士、心理職、警察等を講師として派遣し、法的責任、被害を受けた子供の心理、早期発見時の留意点、聞き取りと支援の基本を学ぶ研修を計画的に実施します。

不適切行為防止に関するマニュアル等の共有

継続

不適切な行為について共通認識を持つため、管理職が服務研修や職員会議等を通じて、東京都教育委員会が推進する「3ない運動プラス」や、渋谷区教育委員会が定める子供対象性暴力等対応運用マニュアルを全教員に共有します。

教員の心理的支援

継続

教員が悩みやストレスを一人で抱え込まないよう、東京都が設置する相談窓口やアウトリーチ型相談を周知するとともに、管理職が定期面談等を通じて勤務状況や心身の状態を把握し、必要に応じて相談機関の利用、休養又は業務調整につなげます。

「人」に係る対策の強化②

区分の見方　【継続】これまでの取組を継続します　【拡充】既存の取組を充実・明文化します　【新規】新たに導入する取組です

生命（いのち）の安全教育の充実

拡充

子供が自分と他者の心と身体を尊重し、困ったときに信頼できる大人に相談するなど、自分を守るために必要な力を身に付けられるよう、外部の専門家による授業を充実させ、SNS等の危険や相談先について学ぶ機会を設けます。その際、性暴力等の被害については、子供の言動や対応にかかわらず、被害を受けた子供に責任はないことを明確に伝えます。併せて、教員等が子供の変化や訴えを適切に捉え、本人の気持ちを尊重しながら必要な支援につなげる環境づくりを進めます。

子供の権利・人権教育の推進

継続

道徳科、人権教育及び日常の生活指導を通して、発達段階に応じ、自分と他者の心と身体を尊重すること、嫌なことを断ってよいこと、相談先や支援を受ける方法等を具体的に伝えます。

保護者への啓発

継続

学校と家庭が共通理解の下で子供を支援する必要があるため、東京都教育委員会が作成した子供の変化の早期発見、家庭での声掛け、相談窓口等を示した保護者向け資料※を、各学校が保護者会、学校だより、保護者連絡ツール等で周知します。

※「どうしたの？」一声かけてみませんか～子供の不安や悩みに寄り添うために～（東京都教育委員会）

「組織」に係る対策の強化①

区分の見方　【継続】これまでの取組を継続します　【拡充】既存の取組を充実・明文化します　【新規】新たに導入する取組です

性暴力等防止担当教員の設置　新規

校内の取組を取りまとめ、情報を集約するため、校長が校務分掌上の担当教員を配置します。担当教員は、校内ルールの周知や相談窓口の案内、気付きや違和感に関する情報の整理、研修・点検の実施状況の確認を行い、その内容を管理職と定期的に共有します。担当教員が判断に困った際には、支援できる体制も併せて整えます。

気付き・違和感の共有体制　拡充

小さな違和感や断片的な情報が組織的に照合されていなかったため、渋谷区教育委員会が作成した「渋谷区立学校における性暴力防止気付き・報告スタンダード」に基づき、全教員が確証のない段階でも管理職又は担当教員へ速やかに報告し、管理職はその内容を記録して複数の情報を時系列で照合した上で、組織として対応の要否を判断します。

個別対応の組織的管理　新規

一対一の個別対応が個人の判断に委ねられていたため、一対一の対応を避けることを原則とした上で、やむを得ず一対一で個別対応を行う場合は、教育委員会が作成する「渋谷区立学校における個別対応スタンダード」に沿って、対応場所、開始・終了時刻等を管理職に連絡・報告し、組織的な管理を徹底します。

定期アンケートによる早期把握　継続

子供の声や違和感を早期に把握するため、周囲を気にせず回答できる環境を確保し、いじめアンケート等の定期的に実施される調査を活用し、気になる記載がある場合は子供の負担に配慮しながら速やかに支援につなげます。

「組織」に係る対策の強化②

区分の見方　【継続】これまでの取組を継続します　【拡充】既存の取組を充実・明文化します　【新規】新たに導入する取組です

児童・生徒・保護者向け相談体制の周知

拡充

窓口を知っているだけでは相談につながらないため、一人一台端末から利用できる相談窓口や外部相談窓口を継続して周知します。併せて、相談週間を設け、担任等が利用方法を説明し、相談画面を実際に確認する機会を設けるなど、相談につながりやすい環境を整えます。また、これらの相談窓口等を保護者にも周知し、保護者が相談しやすい環境を整えます。

教員向け相談・通報窓口の整備

拡充

匿名で相談・通報できる経路が必要なため、東京都等の外部窓口を学校ホームページや校内資料で周知し、区独自の相談・通報窓口を整備し、秘密保持に配慮して学校、弁護士、警察等と連携して対応します。また、校内対策組織において、教員が相談しやすい環境づくりを進めます。

初動対応フローの徹底

新規

疑いの段階からの対応手順を明確にするため、第一報、子供の安全確保、聞き取り、証拠保全、保護者への説明、警察等への通報・相談、心理的支援までのフローを整備し、校長は年度初めに各担当同士の連携を確認します。

「組織」に係る対策の強化③

区分の見方　【継続】これまでの取組を継続します　【拡充】既存の取組を充実・明文化します　【新規】新たに導入する取組です

被害者支援体制の充実

継続

切れ目のない支援が必要なため、管理職が被害又は疑いのある子供と関係教員との接触を遮断し、スクールカウンセラー等と連携して意向と状態に応じた支援を行い、教育委員会が関係機関と調整します。

取組状況の検証・見直し

新規

実施状況を確認し改善につなげるため、各学校は、研修後アンケートや学校評価等を活用し、研修、相談体制、個別対応、端末管理及び安全点検の実施状況を検証します。教育委員会はその結果を集約し、外部有識者の意見も踏まえて対策を定期的に見直します。

学校・家庭・地域・関係機関との連携

継続

学校だけに対応を集中させないため、学校運営協議会、PTA、警察、児童相談所、医療・福祉機関等と平時から連絡先、役割、協力方法を確認し、必要時に速やかに協力できる体制を構築します。

（連携の例）

保護者・地域・関係機関と一緒に行う施設安全点検の実施

保護者・地域・関係機関と学校が一緒に考える研修や協議の実施

採用・配置時の確認

新規

制度に基づく確認を徹底する必要があるため、令和8年12月に施行される「こども性暴力防止法」及び東京都の制度に基づき、採用又は配置の対象となる職員について性犯罪歴等の確認を徹底し、確認記録を厳格に管理するとともに、面談や勤務上の情報も踏まえて配置の適否を組織的に判断します。

「環境」に係る対策の強化①

区分の見方　【継続】これまでの取組を継続します　【拡充】既存の取組を充実・明文化します　【新規】新たに導入する取組です

私物端末の使用禁止・管理体制の確立

拡充

私物端末の管理が個人の判断に委ねられていたため、幼児・児童・生徒が活動する場所への持込み・使用を禁止し、各学校の職員室に鍵付き管理用ロッカーを設置して保管し、管理状況は学校管理職が把握します。

公用端末の配備

新規

私物端末に依存しない校務環境を整えるため、校外学習時の連絡や教育活動の記録等に利用できる公用端末の配備を進めます。データはクラウドで管理し、公務以外の利用を制限します。

撮影等機器の台帳管理とデータ管理の明確化

新規

撮影等に使用する機器には学校共用カメラ、タブレットPC、ICレコーダー等があり、機器の管理と撮影データの取扱いが明確でなかったため、管理職は機器番号、保管場所、使用者、貸出・返却時刻及び使用目的を記載する台帳を整備し、使用者は記録、広報、授業改善等の目的を明確にして使用した上で、使用後直ちに返却するとともに、データは所定のクラウド又は共有フォルダへ保存して機器内から削除し、組織的に管理します。

校内及び外部業者による安全点検

拡充

管理職だけでは機器や設備上のリスクを把握しきれないため、管理職等が盗撮検知機器を用いて教室、更衣場所、トイレ周辺、プール、倉庫、廊下等を定期又は抜き打ちで点検するとともに、教育委員会が外部業者による死角、電源設備、通信機器、不審な撮影機器等の定期点検を実施します。

「環境」に係る対策の強化②

区分の見方　【継続】これまでの取組を継続します　【拡充】既存の取組を充実・明文化します　【新規】新たに導入する取組です

一対一を避ける校内運用

拡充

暗黙知であった運用を全校共通の基準として明文化するため、教育委員会は「渋谷区立学校における個別対応スタンダード」を作成して各校へ周知し、学校管理職は、相談場所、管理職への連絡手段、報告ツール、確認担当者及び緊急時の応援要請方法をあらかじめ定めて全教員に周知するとともに、これらを定期的に点検し、本スタンダードの運用状況を確認して必要に応じて改善します。

更衣室・保健室等の運用ルール

拡充

更衣、保健対応、水泳指導等について、教員の立ち位置、入室方法、見守り方法及び利用後の確認方法を定めます。身体の状態を確認する必要がある場合は、緊急時を除き、本人へ説明し同意を得た上で、扉の開放や他の教員に状況を共有することにより、透明性を確保します。

死角を軽減するための整備検討

新規

抑止力と早期発見の仕組みが求められているため、校内外にある、人通りの少ない場所等の、性暴力のリスクが生じやすい場所にカーブミラー等を設置するなどして死角を減らす対策を検討します。

発生時の初動対応フロー　①

（渋谷区教育委員会事務局 教育政策課 ／ 子供対象性暴力等対応運用マニュアルより）

性暴力等又はその疑いを把握した場合は、子供の安全と尊厳を最優先に、学校と教育委員会が役割を分担して迅速かつ組織的に対応します。



発生時の初動対応フロー　②

（渋谷区教育委員会事務局 教育政策課 ／ こども性暴力防止法（令和8年12月25日施行）対応運用マニュアルより）

性暴力等又はその疑いを把握した場合は、子供の安全と尊厳を最優先に、学校と教育委員会が役割を分担して迅速かつ組織的に対応します。

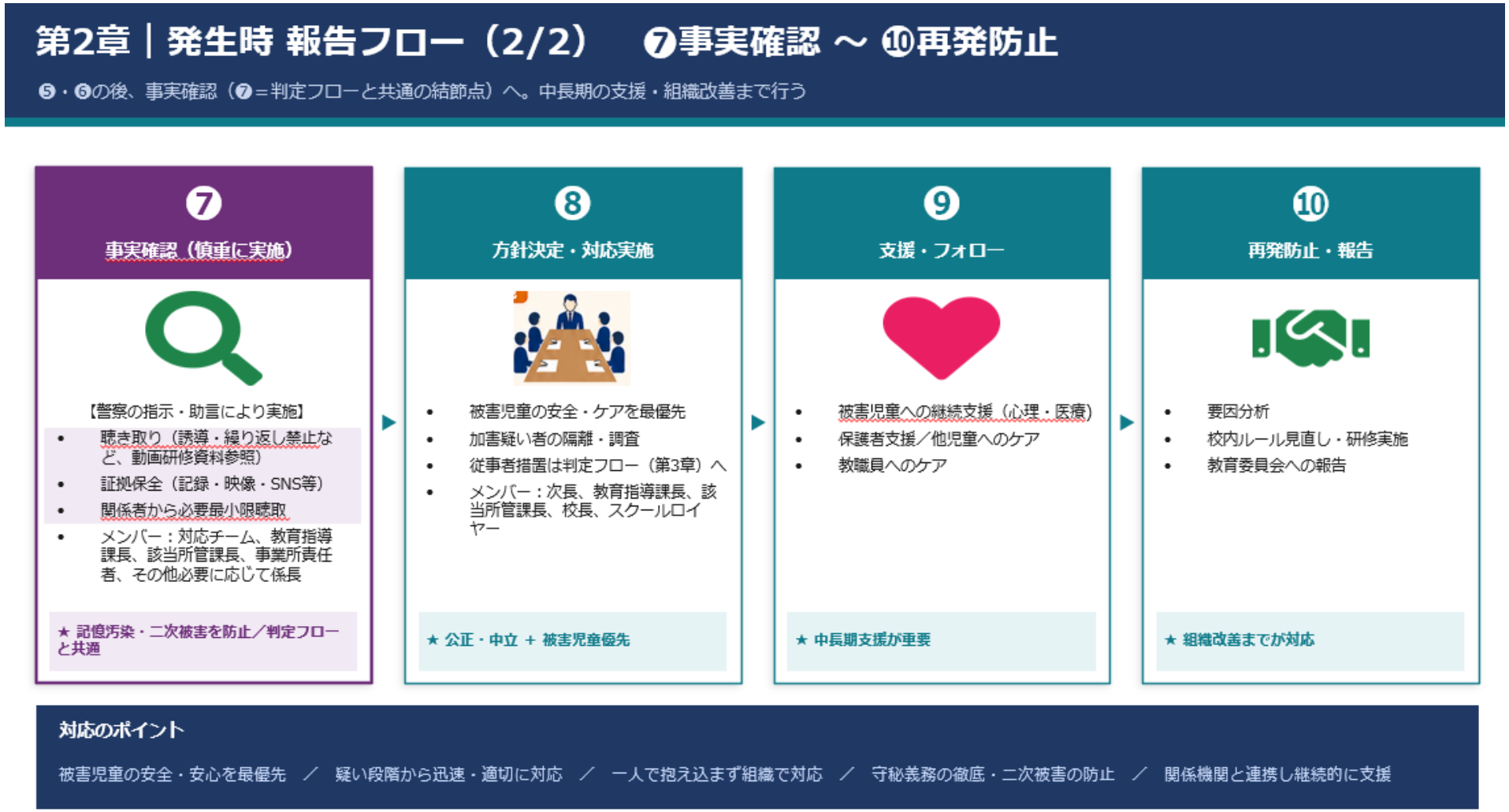

検討会委員名簿

齋藤　　梓	氏（主査）	上智大学総合人間科学部心理学科　准教授
大河原　遼平	氏	TMI総合法律事務所　弁護士
坂井　由利子	氏	国分寺市立第十小学校　校長

付属資料

渋谷区立学校における個別対応スタンダード

渋谷区立学校における性暴力防止気付き・報告スタンダード

みなさんを守る　先生の決まり

子供を守る取組へのご協力のお願い

渋谷区立学校

個別対応スタンダード

幼児・児童・生徒と教員を守る日常の共通ルール

基本原則　指導・相談等は、原則、他の幼児・児童・生徒がいる場、又は幼児・児童・生徒が一人の場合には一対一で行わず複数の教員で対応する。

やむを得ず一対一で対応するとき

幼児・児童・生徒から一対一での対応を希望された場合等のやむを得ない場合のルール



- ✓ 扉を開け、廊下や室外から状況を確認できるようにするなど、死角となる場所では対応しない。ただし、子供が他者から見える状態を拒否した場合はこの限りでない。
- ✓ 子供は部屋の出入口側に位置し、本人が自ら退出できる動線を確保する。
- ✓ 管理職へあらかじめ①相談者、②対応場所、③開始時刻を連絡する。
- ✓ 対応後は、④終了時刻（必要に応じて⑤簡単な内容）を管理職へ報告する。
- ✓ 原則、管理職等の他の職員とオンラインでつながった状態で対応する。ただし、子供が他の職員とオンラインでつなぐことを拒否した場合はこの限りでない。

例外対応　短い休み時間の軽微な対応や、養護教諭の手当・看護、トイレ等の介助、緊急時等での個別対応は例外とする。ただし、例外でも可能な限り上記に準じ、密室での一対一を避ける対応をとる。

迷ったら、一人で判断せず管理職へ相談・報告

令和8年11月作成　渋谷区教育委員会

渋谷区立学校

気付き・報告スタンダード

幼児・児童・生徒と教員を守る日常の共通ルール

基本原則　確証がなくても、気付き・相談は原則その日のうちに報告します。



報告先とタイミング

原則、その日のうちに

報告先

校長、副校長又は、
性暴力等防止担当教員

緊急時

直ちに安全確保・報告

校内で報告しにくい場合等

教育委員会へ直接報告



報告する気付き

確証がなくても報告

相談・訴え
不適切な言動・接触・撮影、
私的連絡
不自然に親密な関わり
ルール逸脱、心身の変化等

**独自に調査・接触せず、
組織で対応します。**



記録と情報管理

共有は必要最小限に

事実・発言・所感を分ける
不明事項は「未確認」と記録する
指定の方法で管理する
私物端末等に保存・送信しない

迷ったら、一人で判断せず管理職へ相談・報告

令和8年11月作成　渋谷区教育委員会

小学校 てい学年のみなさんへ

みなさんを まもる 先生の きまり

先生が まもることと、みなさんが「いや」と いってよいこと

1　ふたりきりに ならない

先生は、みなさんと ふたりきりに なりません。
おはなしは、ふたりいじょうの 先生で ききます。
みなさんが どうしても ひとりの先生に きいてほしいときなど、
ふたりきりになるときは、先生が 校長先生に ほうこくしてから
おはなしします。

2　先生の すまほは もちこまない・とらない

先生は、じぶんのすまほを つかいません。
学校では、学校のかめらなどで もくてきをきめて しゃしんをとり、
しゃしんのでーたは 学校で ほかんします。

3　からだには さわりません

からだに さわったり、からだのようすを たしかめたりするときは、
先生は わけをはなして「いいですか」と ききます。
いやなばあいは「いや」と いって よいです。



1～3に きょうつう すること

けが・びょうきの てあてやかうんせりんぐ、きゅうなときは、きまりと ちがうことを することが あります。そのときも、先生は あんぜんと ぷらいばしーを まもり、わけを はなします。
いそぐときは あとで はなします。
ふあんなことや いやなことは、いちばんはなしやすい先生にそうだんしてください。

先生が まもる きまりです。へんだ・いやだ・まもっていないと おもったら、はなしてね。

令和8年11月作成　渋谷区教育委員会

小学校 中学年のみなさんへ

みなさんをまもる 先生のきまり

先生がまもることと、みなさんが「いや」と言ってよいこと

1	**二人きりにならない**	先生は、外からようすが分からないへやで、二人きりになりません。 話を聞くときは、二人いじょうの先生でたいおうします。 みなさんが一人の先生に話を聞いてほしい場合など、 どうしても一たい一になるときは、ばしょと時間を校長先生などに知らせ、 記ろくします。また、ほかの先生とオンラインでつなぐかどうか、 みなさんのきぼうを聞きます。 つなぎたくないときは、ことわってかまいません。
2	**自分のスマホはもちこまない・とらない**	先生は、自分のスマホなどを活どうばしょにもちこみません。 自分のスマホなどで、みなさんをさつえいすることもありません。 学校でとるときは、学校のカメラなどをつかい、目てきをきめ、 しゃしんなどのデータも学校がかん理します。
3	**体にはさわりません**	体にさわったり、体のようすをたしかめたりするときは、 先生は理ゆうをせつ明し、「いいですか」と聞きます。 いやな場合は、「いや」とつたえてかまいません。



1～3にきょう通すること	けが・びょう気の手当てやカウンセリング、きんきゅう時などは、先生がきまりとちがうたいおうをすることがあります。その場合も、先生はみなさんのあんぜんとプライバシーをまもり、理ゆうをせつ明します。いそぐときは後からせつ明します。 ふあんなことやいやなことは、話しやすい先生にそうだんしてください。

先生がまもるきまりです。へんだ・いやだ・まもっていないと思ったら、そうだんしてかまいません。

令和8年11月作成　渋谷区教育委員会

小学校 高学年のみなさんへ

みなさんを守る 先生の決まり

先生が守ることと、みなさんがことわったり、相談したりできること

1	**二人きりにならない**	先生は、周りから様子が分からない部屋で、二人きりになりません。 こ別に話を聞くときは、ふく数の先生で対おうします。 みなさんがどうしても一人の先生に話を聞いてほしい場合など、 やむをえず一対一になるときは、場所と時間を校長先生などに知らせ、 記録を残します。また、他の先生とオンラインでつなぐかどうか、 みなさんの希望をかくにんします。 つなぎたくないときは、ことわってかまいません。
2	**自分のスマホは持ちこまない・とらない**	先生は、自分のスマホなどを活動場所に持ちこみません。 自分のスマホなどで、みなさんをさつえいすることもありません。 学校でとるときは、学校のカメラなどを使い、目的を決め、 写真などのデータも学校が管理します。
3	**体にはふれません**	体にふれたり、体のじょうたいをたしかめたりするときは、 先生は理由を説明し、みなさんの同意をえます。 いやな場合は、「いやだ」と伝えてかまいません。



1～3に共通すること	けが・病気の手当てやカウンセリング、きんきゅう時などは、先生が決まりとことなる対おうをすることがあります。 その場合も、先生はみなさんの安全とプライバシーを守り、理由を説明します。 急ぐときは後から説明します。不安なことやいやなことは、話しやすい先生に相談してください。

先生には、この決まりを守るぎむがあります。変だ・いやだ・守っていないと思ったら、相談できます。

令和8年11月作成　渋谷区教育委員会

中学生のみなさんへ

みなさんを守る 先生の決まり

先生が守ることと、みなさんが断ったり、相談したりできること

1	**二人きりにならない**	先生は、みなさんと密室で二人きりになりません。 個別に話を聞くときは、複数の先生で対応します。 みなさんがどうしても一人の先生に話を聞いてほしい場合など、一対一になるときは、場所と時間を管理職（校長先生など）に知らせ、記録を残します。また、他の先生とオンラインでつなぐかどうか、みなさんの希望を確認します。 つないでほしくないときは、断ってかまいません。
2	**自分のスマホは持ち込まない・撮らない**	先生は、私物のスマートフォン等を活動場所に持ち込みません。 私物のスマートフォン等で、みなさんを撮影しません。 学校で撮影するときは、学校が管理する機器を使い、目的を明確にし、データも学校が管理します。
3	**体には触れません**	体に触れたり、体の状態を確認したりするときは、先生は理由を説明し、みなさんの同意を得ます。 嫌な場合は、「嫌だ」と伝えてかまいません。



1～3に共通すること	怪我・病気の手当てやカウンセリング、緊急時などは、先生が決まりと異なる対応をすることがあります。その場合も、先生はみなさんの安全とプライバシーを守り、理由を説明します。 急ぐときは後から説明します。不安なことや嫌なことは、話しやすい先生に相談してください。

先生には、この決まりを守る義務があります。変だ・嫌だ・守っていないと思ったら、相談できます。

令和8年11月作成　渋谷区教育委員会

学校に入校される皆様へ

子供を守る取組へのご協力のお願い



教員は、以下の１～３のルールに沿って取り組んでいます。皆様もご協力をお願いします。

1	**密室での一対一を避ける**	教員は、子供との個別対応を原則として複数で行い、密室で二人きりになることを避けます。 皆様も、子供と関わる際は周囲から様子が分かる場所で対応し、 個別の対応が必要な場合は、教員にお声掛けください。
2	**私物のスマホを取り出さない**	教員は、私物のスマートフォン等を活動場所に持ち込まず、子供を撮影しません。 皆様も、子供の活動場所ではご自身のスマートフォン等を取り出して操作・撮影しないようお願いします。使用が必要な場合は、事前に教員にご相談ください。 学校から別に行事等での撮影について案内があった場合はこの限りではありません。
3	**子供の意思を尊重する**	教員は、子供の体に触れたり、体の状態を確認したりする際に、理由を説明し、同意を得ます。 皆様も、子供への不要な身体接触を避け、本人の意思を尊重してください。 支援や介助が必要な場合は、教員にご相談ください。

１～３に共通すること	怪我・病気の手当てや緊急時などは、教員がルールと異なる対応をする場合があります。 その際も、子供の安全とプライバシーを守り、理由を説明します。 ご不明な点や気になることがありましたら、教員にお知らせください。

子供たちが安心して過ごせる学校づくりに、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年11月作成　渋谷区教育委員会